

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島県廿日市市永原164番1

氏名 株式会社 きやま
代表取締役 木山 隆宏

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する

廿日市長 小村 和年



許可の年月日 平成18年2月28日

許可の有効年月日 平成23年2月27日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集・運搬（積替え及び保管行為を含まない。）

産業廃棄物の種類

- ・燃え殻（特定基準に適合しないものを除く。）
 - ・汚泥（特定基準に適合しないものを除く。）
 - ・廃油
 - ・廃酸
 - ・廃アルカリ
 - ・廃プラスチック類（廃プリント配線板、廃容器包装を含み、自動車等破砕物を除く。）
 - ・紙くず
 - ・木くず
 - ・繊維くず
 - ・動植物性残さ
 - ・ゴムくず
 - ・金属くず（廃プリント配線板、動電機等の電板、鉛製の蓋又は板、廃容器包装を含み、自動車等破砕物を除く。）
 - ・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の崩壊、剥離又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（廃プラウン管、廃石膏ボード、廃容器包装を含み、自動車等破砕物を除く。）
 - ・鉱さい
 - ・がれき類
 - ・ばいじん（特定基準に適合しないものを除く。）
- （これらのうち石綿含有産業廃棄物を含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

余 白

3. 許可の条件

余 白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成18年2月28日

平成19年10月24日

更新許可

許可証再交付 以下余白

5. 許可の申請がされた日における規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

余 白

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

~~有~~・無